

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和3年度実施政策)

(総務省R3-18)

政策 ^(※1) 名	政策18: 公的統計の体系的な整備・提供			担当部局課室名	統計局総務課 他10課室(指標2~7) 政策統括官(統計制度担当)付 統計企画管理官室(指標1)	作成責任者名	統計局総務課長 永島 勝利 政策統括官(統計制度担当)付統計企画管理官 佐藤 紀明		
政策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年6月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)に掲げられた施策を着実に推進・実現することにより、公的統計を体系的かつ効率的に整備し、統計の品質管理を徹底する。 ・統計制度の企画・立案、基準の設定、統計調査の審査・調整及び社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計の作成を行う。 ・統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施する。 					分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	<p>[最終アウトカム]: 公的統計が整備されることにより、精度の高い統計情報を用いて国民・企業等が様々な意思決定を行うことが可能となり、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上が実現する</p> <p>[中間アウトカム]: 基本計画に掲げられた諸施策が実現するとともに、統計需要や調査環境の変化に対応した統計調査が行われることで、「社会の情報基盤」である公的統計が体系的かつ効率的に整備される</p>			政策評価実施予定時期	令和5年8月				
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
	施策手段	基準年度			目標年度	年度ごとの実績(値) ^(※2)			
					令和2年度	令和3年度	令和4年度		
公的統計の体系的・効率的な整備を進めるとともに、統計の品質管理を徹底すること	基本計画に掲げられた諸施策の実現	① 第Ⅲ期基本計画の別表に掲げられた具体的な取組の実施率<アウトプット指標>	0% (第Ⅲ期基本計画別表全184事項中0事項)	100% (202事項/第Ⅲ期基本計画別表全202事項)	令和4年度	80%以上 (161事項以上/第Ⅲ期基本計画別表全202事項)	86%以上 (174事項以上/第Ⅲ期基本計画別表全202事項)	100% (202事項/第Ⅲ期基本計画別表全202事項)	<p>今般の不適切統計問題を受けて、公的統計の品質管理と再発防止等の観点から、再発防止策(令和元年9月統計委員会)及び総合的対策(令和元年12月統計改革推進会議統計行政新生部会)が取りまとめられたところ。これらの提言の内容を具体化し、再発防止のみならず、公的統計の品質向上を図り国民の信頼を回復するための取組を確実かつ早急に実施するため、平成30年に策定した第Ⅲ期基本計画の終期(令和4年度末)を待たずして、令和2年6月2日に基本計画を一部変更した。</p> <p>このため、施策目標との関係は、基本計画の取組の進展をもって評価することが適当であり、基本計画では、令和4年度までに講ずべき具体的な措置・方策が別表に一覧で整理されていることから、測定指標は、具体的な措置・方策の実施率(実施済、継続実施である事項の割合)とすることが適当である。</p> <p>なお、目標値については、基本計画別表のうち、当該目標年度末までに実施(検討)する事項の全事項に対する割合とした。</p>

統計リテラシーの向上と統計調査に対する協力意識の醸成	インターネットによるオンライン講座を実施	② データサイエンス・オンライン講座の各講座の受講者数 <アウトプット指標>	受講者数 22,800人	令和 元年度	受講者数 25,100人以上	令和 4年度	31,700人以上 ※「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」期間中の特殊な増加分(約6,600人)を加味したもの。 (右欄参照)	25,100人以上	25,100人以上	<p>基本計画において、国民の統計リテラシーの向上が重要であり、統計リテラシーの向上は、国民や事業者の統計調査に対する協力意識の醸成にも効果的であるとされていることから、当該施策では、統計リテラシーを有する者の増加と統計調査に対する協力意識の醸成につながる指標として、基準年実績と直近過去2回の増減を基に、今回の新型コロナウイルス感染症対策による社会情勢の変化に伴い、今後のオンライン学習の需要増を見込んで1割増で設定した。(22,800×1.1)</p> <p>ただし、令和2年度においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項に基づく「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」(令和2年4月7日新型コロナウイルス感染症対策本部長)の発出や、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指した外出自粛の方針により、全国的に在宅者・在宅時間が激増する極めて異例な社会情勢の一時的変化があり、当該緊急事態宣言の解除(令和2年5月25日)までの期間における受講登録者の推移が例年のない増加を示したところ、当該影響が目標設定時点において確定的に把握されたことから、当該影響分について特別に勘案した目標とした。</p> <p>講座は「社会人のためのデータサイエンス入門」、「社会人のためのデータサイエンス演習」及び「誰でも使える統計オープンデータ」から構成され、令和元年度から年間を通じて3講座の再開講を行っており、令和2年度においても各講座それぞれ1回の再開講を予定している。これまでは提供する講座のスケジュールが毎年異なっていたが、令和2年度以降は3講座の再開講のみを対象とすることとし、基準値及び目標値を再設定している。</p> <p>また、令和元年度の開講の際のアンケート結果をみると、86%の者が受講により役立つ知識が得られたとし、公的統計の有用性・協力の必要性についても90%以上の者が重要・必要であると回答している。</p> <p>※データサイエンス・オンライン講座とは、MOOC(Massive Open Online Courses)の略。インターネット上で誰でも無料で参加可能な、大規模でオープンな講義のこと。)の手法を用いて実施する講座。</p>
社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に遅滞なく提供すること	国勢の基本となる統計の確実な作成・提供	③ 統計局所管統計について、前評価期間中に明らかになった不適切な事務処理への再発防止策を踏まえ、令和元年度以降実施している経済・社会の環境変化に対応した調査を確実に実施し、各年度中に公表が予定されている統計データを遅滞なく公表したデータの割合 <アウトプット指標>	100% (180件/180件)	令和 元年度	100%	令和 4年度	100% 100% (172件/172件)	100%	100%	<p>公的統計は「社会の情報基盤」として、今日の行政運営や企業の意思決定などに必要不可欠なものであるため、社会経済情勢の変化に対応した有用で信頼される統計を作成し、それを適時的確に提供することが重要である。最後の工程たる公表を予定どおりに行うことが、確実な統計の作成及び提供に必須であるため、指標として設定(目標値:同程度)。</p>

統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること	統計情報の適時・的確な提供	4	統計局所管統計について主要5紙(朝日、読売、毎日、日経、産経)に掲載された記事数(基準年度を含む直近5か年の平均) <アウトプット指標>	785件 (平成27年度~令和元年度の平均) ※	令和元年度	790件以上	令和4年度	790件以上 747件	790件以上 -	790件以上 -	統計調査の実施の広報や結果の公表に当たり、報道機関に分かりやすく正確にその内容が掲載されることにより、調査に関する国民の理解を深めることが期待できることから指標として設定(複数年に一度実施する大規模周期調査の周期を勘案し、過去5年の実績の平均を基準として、目標値を設定(同程度))。実績値は目標年度を含む直近5か年の平均とする。 【参考(実績件数)】 令和2年度:809件 令和元年度:683件 平成30年度:647件 平成29年度:656件 平成28年度:938件 平成27年度:1,002件 ※ 掲載される記事数は社会情勢等による影響を受けるものと考えられるため、従来の目標値(830件)を適用するのではなく、令和元年度実績に基づく目標値を設定するものとする。
		5	統計局所管統計について各府省の年次報告書(白書)に掲載された件数(基準年度を含む直近5か年の平均) <アウトプット指標>	477件 (平成27年度~令和元年度の平均) ※	令和元年度	480件以上	令和4年度	480件以上 433件	480件以上 -	480件以上 -	各府省の年次報告書(白書)は、各種施策の現状や経済社会の実態等について国民に広く周知するものである。 統計が白書に掲載されることは、行政施策の企画・立案・評価や企業の意思決定など、幅広い統計の利活用促進につながるため、指標として設定。(大規模周期調査の周期を勘案し、過去5年の実績の平均を基準として、目標値を設定(同程度))。実績値は目標年度を含む直近5か年の平均とする。 【参考(実績件数)】 令和2年度:394件 令和元年度:407件 平成30年度:450件 平成29年度:506件 平成28年度:408件 平成27年度:615件 ※ 白書作成を担う各府省の意向に影響を受けるものと考えられるため、従来の目標値(510件)を適用するのではなく、令和元年度実績に基づく目標値を設定するものとする。
統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること	e-Statから提供する統計表の充実を図る	⑥	「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表データの利用件数 <アウトプット指標>	8,581万件 (平成30年度~令和元年度の平均) ※	令和元年度	10,000万件以上	令和4年度	9,000万件以上 12,729万件	9,500万件以上 -	10,000万件以上 -	統計利用者からの要望等を踏まえ、統計利用者の利便性の向上やコンテンツの充実を図ることにより、統計情報の利用の促進が見込まれることから指標として設定。 目標値は、これまでの実績から想定される今後の推移を勘案して設定。 【参考(実績件数)】 令和元年度:13,813万件(外れ値除外後:9,615万件)※ 平成30年度:9,762万件(外れ値除外後:7,547万件)※ ※ 測定指標の対象は、「統計表ダウンロード件数」、「データベース利用件数」、「APIリクエスト件数」の3つの合計値。平成31年4月の統一地方選挙に関し、e-Stat API機能を利用し各地域の人口表示等を行う、外部サイトの影響を強く受けていることから、平成31年3~4月分の実績を外れ値として除外した値から目標値を設定するものとする。なお、年度によって実績値に大きな変動がある点等を考慮し、平成30年度及び令和元年度の平均値を採用。
		⑦	統計局ホームページのアクセス件数 <アウトプット指標>	5,284万件 (28年度~元年度の平均)	令和元年度	6,000万件	令和4年度	5,500万件 6,743万件	5,750万件 -	6,000万件 -	ホームページは国民にとって統計数値を得る身近な手段であることから、幅広い統計の利活用促進につながるため、ホームページのアクセス件数を指標として設定。 目標値は、アクセス件数についてのこれまでの実績から想定される今後の推移を勘案して設定。 【参考(実績件数)】 令和元年度:6,505万件 平成30年度:6,681万件 平成29年度:3,907万件 平成28年度:4,045万件

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 (※4)	達成手段の概要等	令和3年度行政事業 レビュー事業番号	
		令和元年度	令和2年度	令和3年度				
(1)	統計調査の実施等事業(経常調査等) (昭和21年度)		※6		3~5,7	※6	0167	
(2)	統計調査の実施等事業(周期調査) (大正9年度)		※6		3~5	※6	0168	
(3)	統計体系整備事業 (昭和22年度)		※6		1	※6	0169	
(4)	国連アジア太平洋統計研修所運営事業 (昭和45年度)		※6		1	※6	0170	
(5)	統計調査等業務の最適化事業 (平成18年)		※6		2, 6	※6, 7	0171 2021-官房-20-0008	
(6)	統計法(平成19年)		-		-	公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに鑑み、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。		
政策の予算額・執行額		30,201百万円 (29,107百万円)	97,601百万円 (95,782百万円)	30,868百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						公的統計の整備に関する基本的な計画	令和2年 6月2日	※全般的に関係
						経済財政運営と改革の基本方針	令和3年 6月18日	第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革 7. 経済・財政一体改革の更なる推進のための枠組構築・EBPM推進 (経済・財政一体改革の点検、EBPMの推進等) (前略)EBPMの推進の観点から、エビデンスによって効果が裏付けられた政策やエビデンスを構築するためのデータ収集等に予算を重点化する(後略)。政策評価等の基盤であるデータ活用を加速するため、全ての基幹統計をデータベース型で原則公表するよう、データ公表様式の標準化方針を策定する。
						デジタル社会の実現に向けた重点計画	令和3年 6月18日	第3部 施策集 V. 包括的データ戦略 [No. 5-16] 統計データのオープン化の推進・高度化 ・統計データの更なる利活用促進や社会の高度かつ多様な分析ニーズに対応していくためには、利便性の高い提供基盤を構築する必要。 ・政府統計の総合窓口である「e-Stat」に掲載される原則全ての統計データを、データの自動取得・更新・分析などの利用ができる高度利用型統計データに転換するとともに、主要なデータの時系列データを取得できるよう整備を推進。また、個人や企業等の情報保護を確保しつつ、調査票情報の二次的利用の推進、特にオンサイト利用の拡大に向けて、引き続き利用者の要望に応じて様々な集計が可能となるよう調査票情報に係る提供基盤を整備。また、行政保有データ(統計関連)の棚卸結果や、民間ニーズ等も踏まえ、データの公開を推進。 ・これらにより、統計データの高度利用を一層促進し、証拠に基づく政策立案(EBPM)の実現とともに、新たなサービスの創出に寄与。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

※5 測定指標1の目標値は、基本計画別表の各事項のうち1事項の中で複数年度に言及がある事項について、実施(検計)期限の計上方法を再整理し、事前分析表(令和2年9月公表)から修正している。

※6 総務省令和3年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyou3.html)を参照

※7 内閣官房令和3年度行政事業レビュー(https://www.cao.go.jp/yosan/review_suishin3.html)を参照